

第28号議案

芦屋市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和8年2月17日提出

芦屋市長 高島 峻輔

提案理由

駐車場法施行令の一部改正に伴い、建築物の新築の場合の駐車施設の附置に関する規定を整理するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（昭和59年芦屋市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（建築物の新築の場合の駐車施設の附置）</p> <p>第2条 次の表の（ア）欄に掲げる地域内において、（イ）欄に掲げる面積が（ウ）欄に掲げる面積を超える建築物を新築しようとする者は、（エ）欄に掲げる建築物の部分の床面積をそれぞれ（オ）欄に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値（（カ）欄に規定する延べ面積が6,000平方メートルに満たない場合においては、当該合計した数値に（カ）欄に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数があるときは、切り上げるものとする。）の台数以上の規模を有する駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、（ア）欄の地域内において、特定用途（法第20条第1項に規定する特定用途をいう。以下同じ。）以外の用途（以下「非特定用途」という。）に供する建築物で、市長が特に必要がないと認めたものについて</p>	<p>（建築物の新築の場合の駐車施設の附置）</p> <p>第2条 次の表の（ア）欄に掲げる地域内において、（イ）欄に掲げる面積が（ウ）欄に掲げる面積を超える建築物を新築しようとする者は、（エ）欄に掲げる建築物の部分の床面積をそれぞれ（オ）欄に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値（（カ）欄に規定する延べ面積が6,000平方メートルに満たない場合においては、当該合計した数値に（カ）欄に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数があるときは、切り上げるものとする。）の台数以上の規模を有する駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、（ア）欄の地域内において、特定用途（法第20条第1項に規定する特定用途をいう。以下同じ。）以外の用途（以下「非特定用途」という。）に供する建築物で、市長が特に必要ないと認めたものについて</p>

改正後		改正前	
は、この限りではない。		は、この限りではない。	
(ア)	(略)	(ア)	(略)
(イ)	特定用途 <u>(共同住宅を除く。)</u> に供する部分の床面積と 共同住宅及び非特定用途に供する床面積に2分の1を乗 じて得たものとの合計	(イ)	特定用途に供する部分の床面積と非特定用途に供する部分 の床面積に2分の1を乗じて得たものとの合計
(ウ)	(略)	(ウ)	(略)
(エ)	特定用途 <u>(共同住宅を除く。)</u> に供する部分	共同住宅及び非特定用途に供す る部分	特定用途に供する部分
(オ)	(略)	(オ)	(略)
(カ)	(略)	(カ)	(略)
備考	(略)	備考	(略)

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

参 照 1

芦屋市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

駐車場法施行令の一部改正に伴い、建築物の新築の場合の駐車施設の附置に関する規定を整理するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

駐車場法施行令で定める特定用途に共同住宅が追加されたことに伴い、共同住宅に対する駐車施設の附置に関する基準を従前のとおりとするため、建築物を新築する場合の駐車場の附置台数の規定の整理を行う。(第2条関係)

3 施行期日

令和8年4月1日

参 照 2

駐車場法施行令抜粋（_____部分は、令和8年4月1日施行）

(特定用途)

第18条 法第20条第1項の自動車の駐車需要を生じさせる程度の大きい用途で政令で定めるものは、劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボーリング場、体育館、百貨店その他の店舗、事務所、病院、卸売市場、倉庫、工場及び共同住宅とする。

建築物の新築の場合の駐車施設の附置に関する基準

<対象となる建築物>

【現行】

- ・近隣商業地域内又は商業地域内におけるもの
- ・「特定用途に供する床面積 + 非特定用途に供する床面積 ÷ 2」が1,000m²を超えるもの

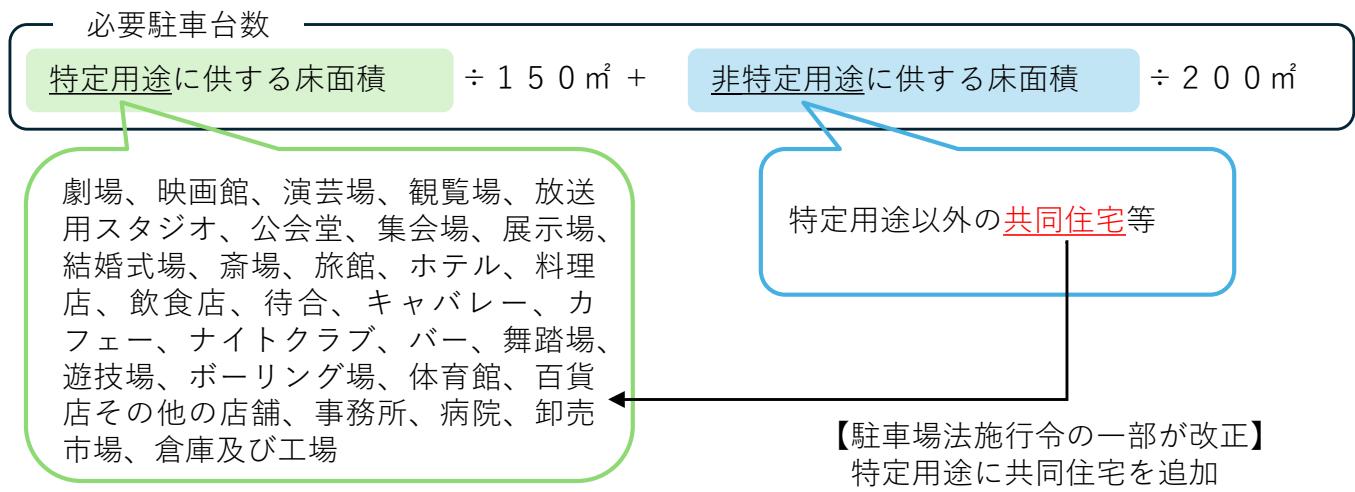
【改正案】

- ・近隣商業地域内又は商業地域内におけるもの
- ・「特定用途（共同住宅を除く）に供する床面積 + 共同住宅及び非特定用途に供する床面積 ÷ 2」が1,000m²を超えるもの

<駐車場台数の算定基準>

※延床面積が6,000m²未満のものに限り別途補正值が乗じられます

【現行】



【改正案】

